

随意契約理由書

件名：大阪府港湾局 電話交換機外更新工事

大阪府港湾局が所有する電話交換機は、港湾局執務室内における業務を行う上で重要な機能を果たしている設備です。

本設備は老朽化が著しく、特に最近では外部からの電話が繋がらない状態が多発しており、このまま放置すると、緊急時に警察、消防、府民等からの電話が繋がらず、府民の生命財産を脅かす恐れがあるため、早急に復旧する必要があります。

本工事の施工にあたっては、過去から電話交換機を含めた港湾局全体の電話通信システムを点検しており、大阪府防災無線電話機との間の連携した電話通話網を熟知したカズヒロシステム株式会社が、現状を最も把握しており、原状復旧の早期実現が唯一可能であります。

以上の事由から、カズヒロシステム株式会社より見積りを徴取することとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、緊急に整備を行う必要がある業務であるため、同規則の運用第62条関係第2項第10号（施設の修繕等で緊急に行わないと著しく支障をきたすこととなるもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略するものです。